

証券コード 6334

2024年6月12日

(電子提供措置の開始日)2024年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目8番地1
明 治 機 械 株 式 会 社
代表取締役社長 日 根 年 治

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第149回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.meiji-kikai.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「明治機械」または「コード」に当社証券コード「6334」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

※事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で50名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時00分
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア 3階 SQUARE ROOM
(前回と会場が異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第149期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (4) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使できるとさせていただきます。また、議決権の代理行使に当たっては、代理権を証明する書面をご提出ください。株主でない代理人及び同伴の方など株主以外の方は、株主総会に出席いただけません。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日日の3日前までに、当社に議決権の不統一行使を行う旨及びその理由をご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会にご出席を予定される株主の皆さまにおかれましては、株主総会当日のご体調をご確認のうえ、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

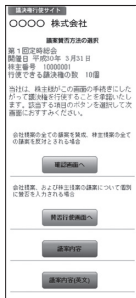
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

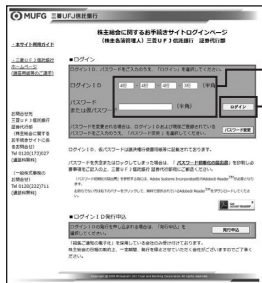


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し各種行動規制が撤廃され、インバウンド需要などが回復するなど経済活動の正常化が進みました。その一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、中国経済の低迷、常態化する円安などの影響でエネルギー価格の高騰や物価上昇が続くなど、景気の見通しは依然不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、引き続き収益基盤の確立・向上や成長事業領域の探求、参入の検討等を継続的に行ってまいりました。

プラント工事につきましては、一定の期間にわたり収益を認識する中小型工事案件が順調に進捗し、当連結会計年度の収益に寄与いたしました。他方、翌期以降の収益に寄与する受注案件の獲得・確保に向けて、主要な顧客等からの設備投資動向のヒアリングなど情報収集に注力、提案型営業を推進し見積提案等を進めてまいりました。この結果、本年1月には大型プラント工事案件の受注に至っております。

産業機械製造分野では、食品関連顧客向けにロールや様々な業界で省力化・省人化としてニーズのある自動開袋機等の受注強化を進めてきました。一方、製造現場における稼働率向上に向けた取り組み効果が顕在化し、これに加え、老朽化した生産機械の更新など、製造コスト削減のための生産性向上・生産効率率向上に取り組み、収益力のアップに鋭意努めてまいりました。今後も生産性向上・生産効率率向上のための収益改善施策を推進してまいります。

また、収益力向上のための顧客ポートフォリオや収益機会の多様化を進める中で、食関連ソリューション部門を新設し本格的にマーケティングを展開してきており、当社の事業の1つの柱となるような新規事業への参入の模索・検討のほか、海外戦略再構築等に取り組んでまいりました。

なお、本年4月にタイ国Triumph Engineering Co., Ltd.と業務提携契約を締結しており、東南アジア地域などへよりグローバルな海外展開を進めてまいります。新規事業に関しましては、コアビジネスであります産業機械関連事業のほかに、当社の事業の一つの柱となる「新たな事業への参入」を探求しており、さらなる将来に向けた収益基盤の確立への取り組みに注力してまいります。

こうした状況下、当連結会計年度前半は業績面で低調な状況が続き、最終的に当社グループの連結の売上高は4,896百万円（前連結会計年度は6,306百万円）と前連結会計年度に比べ減収となりましたが、損益面に関しましては、収益改善諸施策の効果が功を奏し、営業利益247百万円（前連結会計年度は188百万円の営業利益）、経常利益265百万円（前連結会計年度は231百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損益、法人税等を加減算しまして、314百万円（前連結会計年度は1,764百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）を計上することができました。

また、当社の単体業績は、売上高4,864百万円（前期は6,182百万円）、営業利益244百万円（前期は営業利益198百万円）、経常利益247百万円（前期は経常利益234百万円）、当期純利益296百万円（前期は当期純利益1,767百万円）となりました。

なお、当期首事業年度より、当社グループの報告セグメントは単一セグメントとなったため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、611百万円であります。

その主なものは、当社の足利事業所にて新社屋建設による建物、建物付属設備などであります。

（3）資金調達の状況

当社グループの所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金によって賄っております。

なお、当社は運転資金の効率化を図るため、取引銀行4行と当座貸越極度額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第146期 2021年3月期	第147期 2022年3月期	第148期 2023年3月期	第149期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高	百万円	12,949	7,591	6,306	4,896
経 常 利 益 又は経常損失(△)	百万円	△565	93	231	265
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は当期純損失(△)	百万円	△956	△117	1,764	314
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	円	△84.02	△10.31	154.95	27.88
総 資 産	百万円	9,240	7,244	7,236	6,873
純 資 産	百万円	1,218	1,139	3,425	3,179
1株当たり純資産額	円	107.03	100.03	300.75	284.19

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第146期 2021年3月期	第147期 2022年3月期	第148期 2023年3月期	第149期 (当事業年度) 2024年3月期
売 上 高	百万円	12,183	7,410	6,182	4,864
経 常 利 益 又は経常損失(△)	百万円	△731	88	234	247
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	百万円	△1,090	△122	1,767	296
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	円	△95.79	△10.75	155.23	26.34
総 資 産	百万円	9,032	7,011	7,004	6,575
純 資 産	百万円	1,073	930	3,193	2,902
1株当たり純資産額	円	94.27	81.75	280.39	259.42

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
明治機械（徳州）有限公司	594百万円	100.0%	製粉・飼料用ロールの製造販売、飼料プラント
株式会社柳原製粉機	25百万円	100.0%	農産物加工用機械、農業用機械器具の製造、販売、修理

(6) 対処すべき課題

1. 収益基盤の確立・向上

当社は安定した収益基盤の確立と向上を目指し、以下の施策を実施してまいります。

- (1) 強みである顧客基盤、拠点網、プラント・機械のワンストップ提供等を更に活かしていくための営業戦略・営業手法の見直し・実行による競争優位の確立
- (2) 既存顧客に拘らない広範な「食」関連企業向けの各種ソリューション営業強化による顧客ポートフォリオの分散・拡大や収益源の多様化
- (3) Abalanceグループとの連携強化により、脱炭素、衛生面強化等広範な顧客ニーズへ対応し、競合他社と差別化
- (4) 製造部門を中心に一層の稼働率向上、機械設計・プラント設計の精緻化や精度アップ、協力会社・外注先の拡充、老朽化設備の更新等による機械製造やプラントエンジニアリング事業の生産性・効率性向上およびコスト競争力強化

2. 成長事業領域の探求、参入検討

当社は中長期的な企業価値の向上を目指し、以下の施策を実施してまいります。

- (1) 省力化、省人化等の顧客ニーズを踏まえた新製品・新分野の研究開発力強化
- (2) 国内外連携による中国現地法人の収益力強化、東南アジア市場での機械・プラント受注機会の発掘、グローバル調達強化に向けたパートナー企業との連携強化
- (3) Abalanceグループや外部パートナーとの連携による新規事業への参入検討、「食」「農」関連にフォーカスした6次産業化の取り組み検討、

M&A活用による事業領域の拡大

3. 財務体質の強化

当社は環境変化にも対応できる財務体質の強化を目指し、以下の施策を実施してまいります。

新規事業化や設備投資等に伴う資金需要を踏まえた適切かつ機動的な有利子負債の活用

4. 働きがいのある企業への変容

当社は当社で働く従業員が仕事にやりがいを持ち、働きがいのある企業への変容を目指し、以下の施策を実施してまいります。

- (1) 企業風土変革、人事制度改革等による満足感、公平感を感じる体制の構築
- (2) 技術、設計等のエンジニアリング人材層の厚み確保、技術・ノウハウの体系的な伝承の仕組み整備
- (3) 個々の役職員の能力、知識を磨き・引き出し、価値創造を発揮してもらうための仕組み作りやコミュニケーション機会の拡充

5. SDGs、ESGへの取り組み

当社はSDGs、ESGへの取り組みを重要課題と位置付け、経営・事業活動を通じた持続可能な社会実現への貢献を目指し、以下の施策を実施してまいります。

- (1) CO2排出量削減をはじめとする脱炭素への取り組み
- (2) 新規事業、IoT等を活用したライフライン維持や持続可能な食農畜産業への貢献
- (3) 取引先の後継者・指導者不足解消に向けたサポート
- (4) コンプライアンスの徹底

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要製品・事業内容等	
産業機械 関連事業	プラント事業	プラント工場建設元請（製粉工場、飼料工場の新設・増設・改修工事）
	産業機械メーカー事業	<p>これらは、当社が請負っております。</p> <p>製粉製造設備一式（ロール機、石臼、スケヤーシフター、ビューリファイヤー等）、配合飼料製造設備一式（ロール機、ハンマーミル、精選装置、ペレット・フレーク製造装置、集塵装置等）、その他の産業機械（各種粉砕ロール機、ハンマーミル、原料選別装置、チョコレート成型・冷却装置、二重遠心チルドロール、開袋機、解凍機等）、保守メンテナンス（設備機器の修理、ロールの研磨・目立、消耗品交換）</p> <p>これらは、当社が製造販売等をしており、連結子会社明治機械（徳州）有限公司は、主として、当社、中国及びその他海外へ製粉用ロールの製造販売を行っております。また、連結子会社株式会社柳原製粉機は、製粉機械等を当社及び国内外へ製造販売しております。</p>
	環境資材 バルクハンドリング	<p>環境資材（GAINA、光触媒）の施工・販売</p> <p>バイオマス発電等のバルクハンドリングエンジニアリング設計・施工</p>
	海外事業	海外プラント工場建設、ロール及び製粉機械の製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区神田司町二丁目8番地1
	営 業 所	八戸営業所 (青森県八戸市)、鹿島営業所 (茨城県神栖市)、長野営業所 (長野県長野市)、関西営業所 (兵庫県西宮市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)、鹿児島営業所 (鹿児島県鹿児島市)、沖縄営業所 (沖縄県那覇市)
	事 業 所	足利事業所 (栃木県足利市)、柳原事業所 (長野県長野市)
明治機械(徳州)有限公司	本 社	中国・山東省(徳州市)
株式会社柳原製粉機	本 社	長野県長野市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
181名	4名減

(注) 上記従業員数には、契約社員29名、パート2名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
154名	4名減	46.7歳	12.6年

(注) 上記従業員数には、契約社員29名、パート2名を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 足 利 銀 行	546百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	163
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	157
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,402,636株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式215,930株を含んでおります。

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 4,568名

(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A b a l a n c e 株 式 会 社	4,474,100株	39.99%
株 式 会 社 ア ン プ ロ モ ー シ ョ ン	1,180,000	10.55
黒 岩 初 美	196,800	1.76
墨 屋 勇	185,400	1.66
日 野 豊	168,200	1.50
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c	157,700	1.41
トウカイトウキョウセキュリティーズ ア ジ ア リ ミ テ ッ ド	145,000	1.30
岩 城 成 玄	107,600	0.96
石 原 洋	103,000	0.92
丸 山 三 千 夫	84,300	0.75

(注) 持株比率は自己株式（215,930株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	日 根 年 治	経営全般
常 務 取 締 役	藤 澤 元 晴	経営全般 Abit株式会社 代表取締役 Abalance株式会社 常務執行役員 株式会社デジサイン 代表取締役社長 株式会社FORTHINK 代表取締役社長
取 締 役	小 林 敏 敬	管理部担当 明治機械(徳州)有限公司 董事長
取 締 役	木 原 攻	営業全般
*取 締 役	金 本 徹	—
*取 締 役 (監 査 等 委 員)	六 川 浩 明	内幸町国際総合法律事務所代表パートナー 東京都立産業技術大学院大学講師 株式会社青山財産ネットワークス 社外監査役 株式会社オープンアップグループ 社外取締役 株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役 Abalance株式会社 社外取締役 WWB株式会社 社外監査役 Abit株式会社 監査役 株式会社デジサイン 監査役 株式会社FORTHINK 監査役
*取 締 役 (監 査 等 委 員)	町 田 勝 弘	株式会社極洋 社外取締役
*取 締 役 (監 査 等 委 員)	日 下 部 笑 美 子	オープン・シティ研究所共同代表 Abalance株式会社 社外取締役
*取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 山 貴 子 (現姓 大庭)	社会保険労務士事務所フォーアンド代表 株式会社フォーアンド代表取締役 株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外監査役

(注) 1. *は社外取締役であります。

- 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役金本徹氏と取締役(監査等委員)の六川浩明氏、町田勝弘氏、日下部笑美子氏、小山貴子氏を指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務につき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結し、当該保険により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員を含む。）及び子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、担当部門の業績等の適切な評価を踏まえ、適切なリスクテイクを促進する観点からの方針について取締役会の意見を尊重することとし、代表取締役において中長期的な業績の見通し等を総合的に勘案し、その役割と責務に相応しい水準となるように決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された監査等委員である取締役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を監査等委員である取締役の協議で決定します。

なお、取締役会では、以下の方針を定めるものとします。

- 1) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。
- 2) 業績連動報酬等は支給しない。
- 3) 非金銭報酬等は支給しない。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第140回定時株主総会において、月額6,000千円以内と決議されております。（当該定時株主総会時点の取締役の員数は5名であります。）
 また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第140回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。（当該定時株主総会時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。）
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 取締役会は、取締役の個人別の報酬等決定について代表取締役日根年治に一任するものとし、その権限の内容は、各取締役の役位、職務責任、貢献度、就任年数に基づいた基本報酬の額としています。
 代表取締役に権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したものであります。
- ④ 当事業年度の取締役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、上述の方針に基づき代表取締役が決定を行っていることから、取締役会はその決定内容は方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	42,480	42,480	—	—	5
（うち社外取締役）	(5,250)	(5,250)	(—)	(—)	(1)
取締役（監査等委員）	13,200	13,200	—	—	4
（うち社外取締役）	(13,200)	(13,200)	(—)	(—)	(4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【ご参考】

2024年6月27日開催予定の当社第149回定時株主総会の第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決された場合、変更予定の当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は次のとおりであります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、担当部門の業績等の適切な評価を踏まえ、適切なリスクテイクを促進する観点からの方針について取締役会の意見を尊重することとし、代表取締役において中長期的な業績の見通し等を総合的に勘案し、その役割と責務に相応しい水準となるように決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された監査等委員である取締役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を監査等委員である取締役の協議で決定します。

なお、取締役会では、以下の方針を定めるものとします。

- 1) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。
- 2) 業績連動報酬等は支給しない。
- 3) 非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額200,000千円以内、かつ、当社が発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。取締役に付与する譲渡制限付株式の個数については、会社業績、取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して決定する。
- 4) 取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容	当 社 と 当 該 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	金 本 徹	—	—	—
取 締 役 (監査等委員)	六 川 浩 明	内幸町国際総合法律事務所 東京都立産業技術大学院大学 株式会社青山財産ネットワークス 株式会社オープンアップグループ 株式会社ツナググループ・ホールディングス Abalance株式会社 WWB株式会社 Abit株式会社 株式会社デジサイン 株式会社FORTHINK	代表パートナー 講 師 社 外 監 査 役 社 外 取 締 役 社 外 取 締 役 社 外 取 締 役 監 査 役 監 査 役 監 査 役 監 査 役	— — — — — — — — — —
取 締 役 (監査等委員)	町 田 勝 弘	株式会社極洋	社外取締役	—
取 締 役 (監査等委員)	日下部笑美子	オープン・シティ研究所 Abalance株式会社	共 同 代 表 社 外 取 締 役	— —
取 締 役 (監査等委員)	小 山 貴 子	社会保険労務士事務所フォーアンド 株式会社フォーアンド 株式会社ツナググループ・ホールディングス	代 表 代 表 取 締 役 社 外 監 査 役	— — —

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 (15回開催)		監査等委員会 (7回開催)		取締役会及び監査等委員会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取 締 役	金 本 徹	15	100%	—	—	大手電機メーカーで管理業務に長く従事され、主に管理全般に係る見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	六 川 浩 明	15	100%	7	100%	弁護士としての経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会においては、取締役と積極的に意見交流を図られ、実効性のある内部監査の充実を提言されました。

区 分	氏 名	取締役会 (15回開催)		監査等委員会 (7回開催)		取締役会及び監査等委員会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取 締 役 (監査等委員)	町 田 勝 弘	14	93%	6	86%	永年にわたり農林水産省において要職を務められ、また研究機関により培われた豊富な経験と高い学識を有されており、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会においては、取締役と積極的に意見交流を図られ、実効性のある内部監査の充実を提言されました。
取 締 役 (監査等委員)	日下部笑美子	15	100%	7	100%	長期に亘る海外滞在[ワシントン9年、ロンドン15年(滞在中にLSE及びUCLで修士・博士号取得)]のなかで、国連等の国際機関からの各種パネリストを務めるとともに、ソーシャルキャピタルやSDGsの視点からの地球環境の考察論文等を発表するなど、豊かな国際経験/感覚や客観的な洞察力から、当社の取締役会、監査等委員会においても企業価値向上のための助言・提言をおこなっております。
取 締 役 (監査等委員)	小 山 貴 子 (現姓 大庭)	14	93%	7	100%	社会保険労務士としての経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

城南監査法人

公認会計士 山野井俊明

公認会計士 山川 貴生

(2) 会計監査人の報酬等の額

	城南監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は、次のとおりであります。

(取締役会決議による最終改訂 2017年6月28日)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、企業の存立基盤である「企業理念」ならびに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

【運用状況】

「企業理念」、「企業行動指針」を定めており、イントラネットや職場掲示などを通して社内周知し、役員・社員はこれらを遵守しております。また、取締役会は「企業行動指針」が遵守されているか年に一度確認しております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

【運用状況】

取締役会を年15回（ほか書面決議2回）開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定などの重要事項を決定し、月次の経営分析、対策、評価を検討するとともに法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、取締役相互に職務執行の状況を監督しております。

③監査等委員会は、法令、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

【運用状況】

監査等委員会を年7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しております。

④取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び

「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

【運用状況】

コンプライアンス担当取締役とコンプライアンス責任者（各部署長）、ならびに外部アドバイザーからなるコンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、内部監査を通じて業務手順、マニュアルの整備、チェック状況について確認しております。

また、年4回役員はじめ全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。さらに、内部通報制度の運用の状況についても確認・チェックしております。

- ⑤内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

内部監査を担当する監査室は、監査方針及び監査計画を作成し、取締役会の承認を得ております。また、監査方針及び監査計画に基づき定期的に監査を実施し、監査結果を内部監査報告書として随時または定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

- ⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

【運用状況】

企業行動指針において反社会的勢力の排除、対決について明記するとともに、役員をはじめ全社員に周知しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

【運用状況】

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「取締役会規程」等に基づき保存年限及び所管部署等を定めており、各部署が適切な管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市場、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じます。

【運用状況】

潜在する多様なリスク等を常に把握・認識するとともに、「緊急事態管理規程」を制定して可能な限り未然に防ぐことを第一とし、危機発生時には企業価値の毀損を極小化する体制を整備しております。

- ②不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めます。

【運用状況】

不測の事態の発生時には、「緊急事態管理規程」に基づき円滑に危機管理体制を構築し、適切に対応する体制を採っております。

なお、当事業年度中には、不測の事態等の発生はありません。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行います。

【運用状況】

定時及び臨時の取締役会を年15回開催、ならびに取締役会の書面決議を年2回行っております。また、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び取締役等の審議を経て、取締役会において決定しております。

- ②取締役会の決議に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

【運用状況】

取締役会の決定に基づく業務執行は、上記の社内規程に基づき、部門長ならびにグループリーダー等が意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っております。

- ③中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレイクダウンした「事業部別アクションプラン」を策定し、進捗状況をチェックいたします。

【運用状況】

中期経営計画及び年度事業計画は社内周知を図るとともに、取締役会で決定した経営目標に基づく「事業部別アクションプラン」を各部門で策定・管理し、各部門長が適時、進捗状況を確認します。

- ④法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示いたします。

【運用状況】

東京証券取引所の規則ならびに会社法、金融商品取引法に従い、適時・適切なディスクロージャーを行うとともに、非財務情報等につきましても積極的に開示しております。また、当該開示情報は、当社ホームページにアップしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の社内周知を積極的に行っております。また、年4回、全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。

- ②監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図ります。

【運用状況】

監査室は、監査方針及び監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、業務プロセスやコントロール（統制）の見直しを実施し、社内システムの改善、内部統制システムの向上を図っております。また、コンプライアンスに関する監査を実施し、コンプライアンス体制の整備を図っております。

- ③取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告いたします。

【運用状況】

取締役が重要なコンプライアンス違反の事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

- ④使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、社内及び外部に通報先を定めており、また、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものではありません。

（6）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させます。

【運用状況】

子会社である明治機械(徳州)有限公司及び株式会社柳原製粉機は、月次決算資料等を毎月提出しており、当社は経営内容を的確に把握し分析しております。

ロ. 当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会（董事会）に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させます。

【運用状況】

毎月開催される明治機械(徳州)有限公司の董事会に、当社の取締役である董事1名が出席しております。また、毎月開催される株式会社柳原製粉機取締役会には、当社の取締役ほか出席しており、経営成績、財務状況その他重要な情報について適時、当社へ報告しております。

ハ. 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施いたします。

【運用状況】

「グループ会社管理規程」において、子会社の管理基準を明確に定め、経営上の重要な事項に関しては当社へ申請・決裁・報告することとなっており、適宜、子会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めます。

【運用状況】

当社は「緊急事態管理規程」を定めており、同様のリスク管理体制を子会社にも求め、リスクの発生防止、迅速な対応により、会社損失の最小化を図っております。

ロ. グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用いたします。

【運用状況】

当社の「企業行動指針」を子会社においても社内周知させ、子会社のコンプライアンス体制につきましては、規程類の整備を行い運用することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行います。

【運用状況】

子会社の自主性及び独立性の確保を念頭に置き、子会社である明治機械(徳州)有限公司の毎月開催される董事会には、当社の取締役である董事1名が出席しており、また、株式会社柳原製粉機の毎月開催される取締役会には、当社取締役ほか出席をして、グループ経営の運営管理体制を推進しております。

ロ. 当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である管理部が行います。

【運用状況】

子会社の支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき管理部が行っております。

ハ. 当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図ります。

【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を年1回定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

ロ. 当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を要します。

【運用状況】

関係グループ会社との取引は、原則、他の会社との一般的な取引条件と同一のものとしており、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を得ております。

ハ. 当社は、内部通報制度の規定を子会社にも適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度の規定を子会社にも社内周知させ、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属していません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置きます。

【運用状況】

現在、当社監査等委員会は4名で構成されており、全て社外監査等委員の体制となっております。現在の体制でその職務を十分に遂行できるものと考え、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属していません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制

イ. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告するものいたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会ほか重要会議に出席するなどにより、取締役会等で

決議または報告された事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の必要な情報を得ており、また、監査室の内部監査の報告を適宜受けるなど定期的に連携し、内部監査の実施状況及びその結果の情報を得ております。さらに、内部通報の事案の内容等の報告や決裁稟議書の全てを閲覧できることとなっております。

- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧しております。

- ハ. 内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

【運用状況】

内部通報制度に関する規定の適切な運用・維持により、コンプライアンス違反等について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。

- ニ. 監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行います。

【運用状況】

監査等委員会は、取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行っております。

- ホ. 監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

監査室長は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を内部監査報告書により四半期毎に、監査等委員会に報告しております。

②当社の子会社の取締役等、監査等委員または監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ. 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

【運用状況】

監査等委員は子会社の取締役会（董事会）に出席する当社の取締役ほかに対し、監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、迅速かつ適切な報告を行っております。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の管理部に報告を行い、管理部は監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役等及び使用人は、発見次第、当社の管理部に報告後、管理部は監査等委員会に報告する体制となっております。

ハ. 当社の管理部または監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を通じ、内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現状について、内部監査報告書を作成し定期的に監査等委員会に報告しております。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないなど、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。なお、当事業年度中には、内部通報に係るものではありません。

(10) 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員からその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、管理部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

【運用状況】

当社の監査等委員からその職務の執行の過程で、費用の前払い等の請求を受けた場合は、管理部は、監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なではないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理する体制となっております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

【運用状況】

代表取締役とのヒアリングを定期的を実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

- ②当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

【運用状況】

監査等委員は子会社との情報交換に努めるとともに、連携して当社グループ会社としてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

- ③監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【運用状況】

監査等委員が監査室の内部監査の内容及び結果の報告を適宜受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

【運用状況】

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、イントラネットにアップするなど当社及び当社グループ会社に社内周知しております。また、監査室は、各部門の内部監査を定期的を実施するとともに、業務プロセスのリスクやそのコントロール（統制）の見直しを行い、関係部署と協議のうえ、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで120余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様を始め、多くのお客様に対し、ご満足

頂ける高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもありと考えております。

以上により、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,824,235	流動負債	2,932,901
現金及び預金	2,451,272	支払手形及び買掛金	404,470
受取手形、売掛金及び契約資産	1,413,036	電子記録債務	451,244
商品及び製品	190,262	短期借入金	1,052,358
仕掛品	570,350	リース債務	2,739
原材料及び貯蔵品	69,036	未払法人税等	9,909
前払費用	30,617	未払費用	30,826
前渡金	62,788	前受金	836,705
その他	38,267	賞与引当金	54,351
貸倒引当金	△1,395	工事損失引当金	688
固定資産	2,049,445	その他	89,607
有形固定資産	1,187,503	固定負債	761,651
建物及び構築物	741,268	長期借入金	572,908
機械装置及び運搬具	213,905	リース債務	7,809
土地	171,373	退職給付に係る負債	161,475
リース資産	9,642	資産除去債務	12,588
その他	51,313	その他	6,870
無形固定資産	67,965	負債合計	3,694,553
その他	67,965	(純資産の部)	
投資その他の資産	793,977	株主資本	2,939,889
投資有価証券	415,493	資本金	100,000
繰延税金資産	52,189	資本剰余金	774,629
長期未収金	167,391	利益剰余金	2,151,882
その他	326,294	自己株式	△86,622
貸倒引当金	△167,391	その他の包括利益累計額	239,238
資産合計	6,873,681	その他有価証券評価差額金	72,374
		為替換算調整勘定	166,864
		純資産合計	3,179,128
		負債純資産合計	6,873,681

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,896,210
売 上 原 価		4,002,697
売 上 総 利 益		893,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		646,237
営 業 利 益		247,274
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,012	
そ の 他	23,608	38,620
営 業 外 用 費		
支 払 利 息	11,215	
そ の 他	9,603	20,818
経 常 利 益		265,076
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,389	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,671	
工 事 負 担 金 返 金 額	47,280	76,341
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	148	
固 定 資 産 除 却 損	48,774	
減 損	56,838	105,761
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		235,656
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,016	
法 人 税 等 調 整 額	△90,462	△78,446
当 期 純 利 益		314,102
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		314,102

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日残高	100,000	774,629	1,860,556	△8,947	2,726,238
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△22,776	-	△22,776
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	314,102	-	314,102
自己株式の取得	-	-	-	△77,675	△77,675
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合 計	-	-	291,325	△77,675	213,650
2024年3月31日残高	100,000	774,629	2,151,882	△86,622	2,939,889

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日残高	559,795	139,048	698,844	3,425,083
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△22,776
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	314,102
自己株式の取得	-	-	-	△77,675
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△487,421	27,815	△459,605	△459,605
連結会計年度中の変動額合 計	△487,421	27,815	△459,605	△245,954
2024年3月31日残高	72,374	166,864	239,238	3,179,128

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,540,564	流動負債	2,944,236
現金及び預金	2,326,413	電子記録債務	451,244
受取手形	122,397	買掛金	444,869
売掛金及び契約資産	1,272,071	短期借入金	1,035,234
商品及び製品	142,134	リース債務	793
仕掛品	522,866	未払金	47,061
原材料	19,969	未払費用	27,306
前払費用	30,617	前受金	835,497
前渡金	62,788	預り金	13,875
その他	42,701	未払法人税等	11,283
貸倒引当金	△1,395	賞与引当金	51,197
		工事損失引当金	688
固定資産	2,034,436	その他	25,185
有形固定資産	1,169,343	固定負債	728,670
建物	666,787	長期借入金	545,740
構築物	72,920	長期預り金	80
機械及び装置	192,231	資産除去債務	12,588
工具器具備品	42,817	退職給付引当金	160,761
土地	171,373	その他	9,501
リース資産	3,245	負債合計	3,672,906
その他	19,966	(純資産の部)	
無形固定資産	38,075	株主資本	2,829,719
ソフトウェア	19,610	資本金	100,000
その他	18,464	資本剰余金	774,629
投資その他の資産	827,017	資本準備金	176,700
投資有価証券	80,032	その他資本剰余金	597,929
関係会社株式	365,460	利益剰余金	2,041,711
関係会社出資金	279,828	その他利益剰余金	2,041,711
繰延税金資産	52,189	繰越利益剰余金	2,041,711
長期未収入金	167,391	自己株式	△86,622
その他	49,505	評価・換算差額等	72,374
貸倒引当金	△167,391	その他有価証券評価差額金	72,374
資産合計	6,575,000	純資産合計	2,902,093
		負債純資産合計	6,575,000

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,864,026
売 上 原 価		4,020,806
売 上 総 利 益		843,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		599,025
営 業 利 益		244,194
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,828	
そ の 他	20,023	23,851
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,958	
そ の 他	9,603	20,562
経 常 利 益		247,483
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,389	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,671	
工 事 負 担 金 返 金 額	47,280	76,341
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	148	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	48,774	
減 損 損 失	56,838	105,761
税 引 前 当 期 純 利 益		218,063
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,808	
法 人 税 等 調 整 額	△90,462	△78,654
当 期 純 利 益		296,717

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
2023年4月1日 残高	100,000	176,700	597,929	774,629	1,767,770	1,767,770	△8,947	2,633,453	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△22,776	△22,776	-	△22,776	
当期純利益	-	-	-	-	296,717	296,717	-	296,717	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△77,675	△77,675	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	273,941	273,941	△77,675	196,266	
2024年3月31日 残高	100,000	176,700	597,929	774,629	2,041,711	2,041,711	△86,622	2,829,719	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日 残高	559,795	559,795	3,193,248
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△22,776
当期純利益	-	-	296,717
自己株式の取得	-	-	△77,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△487,421	△487,421	△487,421
事業年度中の変動額合計	△487,421	△487,421	△291,155
2024年3月31日 残高	72,374	72,374	2,902,093

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

明治機械株式会社
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指定社員	公認会計士	山野井俊明
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	山川貴生
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

明治機械株式会社
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指定社員	公認会計士	山野井俊明
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	山川貴生
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①第149期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

明治機械株式会社 監査等委員会

監査等委員 六川 浩 明 ㊞

監査等委員 町田 勝 弘 ㊞

監査等委員 日下部 笑美子 ㊞

監査等委員 小山 貴 子 ㊞

なお、監査等委員六川浩明、町田勝弘及び日下部笑美子並びに小山貴子は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主尊重の立場から、株主利益の遵守かつ安定した配当を実施することが経営の最重要課題であると認識しております。

また、当社は収益状況、財務体質の強化、ならびに将来的な事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

第149期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額は44,746,824円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ひねとしはる 日根年治 (1969年7月24日生) 【再任】	2000年2月 当社入社 2013年4月 当社営業部長、経営企画管理部長 2013年5月 ラップマスターエスエフティ株式会社 取締役 2013年6月 当社取締役 営業部担当 経営企画部担当 " 明治機械（徳州）有限公司 董事 2017年6月 当社取締役 産業機械事業担当、プラント部担当 2017年9月 株式会社柳原製粉機 代表取締役社長 2018年4月 当社取締役 産業機械事業担当、プラント部担当、経営管理部担当 2018年6月 当社常務取締役 産業機械事業担当、経営管理部担当 2019年4月 当社常務取締役 産業機械事業本部管掌 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	7,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 日根年治氏は、当社のプロパーとして取締役に就任後、取締役として十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社経営に活かすことができると判断し、あらためて選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	ふじ きお もと はる 藤澤元晴 (1952年5月16日生) 【再任】	1993年3月 東京相和銀行（現東京スター銀行）飯田橋支店長 1995年5月 同行審査部審査役 業務部・融資部副部長 1998年3月 同行本店第五部部长 資産査定部長 1999年12月 シティファイナンシャルジャパン（シティグループ）本部長 2007年2月 ペアスターズ証券ダイレクター 2013年5月 新生銀行推進役 2017年4月 昭和リース推進役 2018年4月 Abalance株式会社 シニアゼネラルマネージャー 2019年2月 同社 執行役員 2019年9月 同社 上席執行役員 2020年8月 Abit株式会社 代表取締役（現任） 2020年10月 Abalance株式会社 常務執行役員（現任） 2022年3月 株式会社デジサイン 代表取締役会長 " 株式会社FORTHINK 代表取締役会長 2022年6月 当社取締役 2022年7月 当社常務取締役（現任） 2023年9月 株式会社デジサイン 代表取締役社長（現任） " 株式会社FORTHINK 代表取締役社長（現任）	10,700株
【取締役候補者とした理由】 藤澤元晴氏は、長年金融業界に従事され、事業会社の経営幹部としても豊富な知識と経験を有しており、今後も当社の経営に対する有益な助言とさらなる監督強化を行えるものと期待し、あらためて選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;">こばやし とし たか 小林 敏 敬 (1960年7月5日生) 【再任】</p>	<p>1983年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入行</p> <p>1999年9月 ソニー生命保険株式会社入社</p> <p>2003年4月 GEエジソン生命株式会社入社 金融機関事業部西日本エリア本部長</p> <p>2006年1月 AIGエジソン生命保険株式会社 金融機関営業本部金融営業統括部統括部長</p> <p>2007年6月 大和生命保険株式会社入社 執行役員金融法人営業部長</p> <p>2008年6月 同社 常務執行役員金融法人営業部長</p> <p>2009年5月 株式会社関東つくば銀行 営業統括部資産運用推進室長</p> <p>2011年10月 株式会社筑波銀行 証券国際部市場業務室室長</p> <p>2014年2月 株式会社京葉保険事務所入社</p> <p>2017年9月 当社入社 太陽光発電事業部部長</p> <p>2018年4月 当社 経営管理部長</p> <p>2018年6月 当社取締役(現任) 経営管理部担当</p> <p>2019年2月 株式会社柳原製粉機 監査役</p> <p>2019年4月 当社取締役 経営管理本部管掌</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>明治機械(徳州)有限公司 董事長(現任)</p> <p>2020年4月 当社取締役 環境営業部長</p> <p>2021年6月 当社取締役 総務部長、経営管理部長</p> <p>2021年10月 当社取締役 監査室長、環境事業部長</p> <p>2022年7月 当社取締役 管理部担当</p> <p>2024年4月 当社取締役 フードソリューション部長(現任)</p>	3,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 小林敏敬氏は、金融業界での豊富な経験を有し、当社の取締役に就任後、取締役として十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社経営に活かすことができると判断し、あらためて選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	あべふみのり 阿部文則 (1971年8月30日生) 【新任】	1990年4月 当社入社 2012年4月 当社プラント機工部長 2013年4月 当社プラント部長 2019年4月 当社産業機械事業本部プラント部 部長 2021年10月 当社産業事業部副事業部長、設計部長 2022年4月 当社執行役員 産業事業部副事業部長、設計部長、プラント管理部長 2024年4月 当社上席執行役員 エンジニアリング部長、開発部長 (現任)	3,063株
【取締役候補者とした理由】 阿部文則氏は、当社のプロパーとして主にプラント事業における設計職に長年従事し、当社における技術に関する豊富な知見と経験を有しており、その経験が当社の経営における技術的側面からの監督強化を行えるものと期待し、新たに選任を願います。			
5	ますだゆういちろう 増田裕一郎 (1973年7月29日生) 【新任】	2014年6月 株式会社エクソル取締役SI事業本部長 2017年1月 WWB株式会社 取締役副社長 2017年3月 株式会社バローズ 取締役副社長 " 株式会社バローズエンジニアリング 取締役副社長 2018年11月 株式会社バローズ 代表取締役社長 (現任) " 株式会社バローズエンジニアリング 代表取締役社長 (現任) 2019年2月 Abalance株式会社 執行役員 2019年4月 日本光触媒センター株式会社 代表取締役社長 (現任) 2019年9月 WWB株式会社 代表取締役社長 (現任) 2021年9月 Abalance株式会社 常務執行役員 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 増田裕一郎氏は、長年太陽光関連事業会社において従事され、また経営幹部として特に営業全般に豊富な経験を有しており、当社経営においてもこの経験を活かすことができると判断し、新たに選任を願います。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役六川浩明氏、町田勝弘氏および日下部笑美子氏は任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ 1	ろくがわひろあき 六川浩明 (1963年6月10日生) 【再任】 【社外取締役在任期間】 2年0か月	1997年4月 堀総合法律事務所 2002年6月 Barack Ferrazzano法律事務所 (シカゴ) 2005年8月 米スタンフォード大学客員研究員 2007年4月 東京青山・青木・狛Baker & McKenzie法律事務所 ・ 東京都立産業技術大学院大学講師 (現任) 2008年5月 小笠原六川国際総合法律事務所代 表パートナー 2009年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ (現株式会社青山財産ネットワ クス) 社外監査役 (現任) 2012年4月 東海大学法科大学院教授 (2017年 まで) 2016年12月 株式会社ツナググループ・ホール ディングス 社外取締役 (現任) 2020年9月 Abalance株式会社 社外取締役 (現任) ・ WWB株式会社 監査役 (現任) ・ Abit株式会社 監査役 (現任) 2022年3月 株式会社デジサイン 監査役 (現 任) ・ 株式会社FORTHINK 監査役 (現 任) 2022年4月 内幸町国際総合法律事務所代表パ ートナー (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年9月 株式会社オープンアップグループ 社外取締役 (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 六川浩明氏は、長年弁護士として国内外での企業法務における豊富な経験と複数の要職で培われた幅広い見識に基づき、経営に対する有益な助言とさらなる監督強化を行えるものと期待し、当社の社外取締役に就任した際には、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ 2	まち だ かつ ひろ 町田勝弘 (1953年11月15日生) 【再任】 【社外取締役在任期間】 2年0か月	1976年4月 農林省入省 2010年7月 農林水産事務次官 2012年9月 農林水産省退職 2013年5月 (一社)JA共済総合研究所理事長 2016年3月 日本中央競馬会 副理事長 2020年3月 JRAファシリティーズ株式会社 代表取締役会長 2021年6月 株式会社極洋 社外取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 町田勝弘氏は、永年にわたり農林水産省の要職を務められ、また、研究機関により培われた豊富な知識と経験を有しており、専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ 3	くさかべ えみこ 日下部笑美子 (1952年1月28日生) 【再任】	2011年1月 ロンドン大学UCLパートレット校 計画学博士 2015年4月 立教大学大学院21世紀社会デザイン 研究所客員教授(2020年3月ま で) 2016年1月 株式会社オープンシティ研究所共 同代表(現任) 2019年9月 Abalance株式会社 社外取締役 (監査等委員)(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (以下のような国連機関依頼の業務・パネリス ト経験) 1998年4月 世界銀行ボランティアサービス執 行役員会新入行者受入委員会チエ アパーソン 2015年10月 国連経済社会理事会(UN ECOSOC)下の「人間居住計画」 (HABITAT) 2017年5月 国連行政管理ネットワーク (UNPAN)にて「公共空間を使っ て地域でSDGs教育を広める」 2023年2月 「部門、空間範囲を超えて集団を 支え繋ぐ第3の社会関係資本」研 究論文等	一株
	【社外取締役在任期間】 2年0か月	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日下部笑美子氏は、長期に亘る海外滞在〔ワシントン9年、ロンドン15年(滞 在中にLSE及びUCLで修士・博士号取得)〕のなかで、国連等の国際機関からの 各種パネリストを務めるとともに、ソーシャルキャピタルやSDGsの視点からの 地域環境の考察論文等を発表するなど、豊かな国際経験/感覚や客観的な洞察 力から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献が期待できるものと 判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。	

- (注) 1. ※印は社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 六川浩明氏、町田勝弘氏及び日下部笑美子氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、六川浩明氏、町田勝弘氏及び日下部笑美子氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第140回定時株主総会において、月額6,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額200,000千円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の対象取締役は4名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、18ページをご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

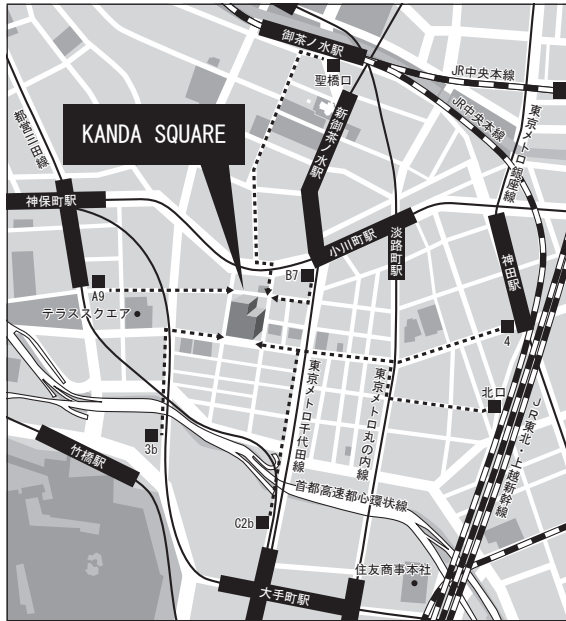
株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

神田スクエア 3階 SQUARE ROOM

※前回と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

TEL 03-6811-7866



交通	都営新宿線小川町駅／丸ノ内線淡路町駅／ B7出口より	徒歩約3分
	千代田線新御茶ノ水駅	
	半蔵門線神保町駅	A9出口より 徒歩約5分
	東西線竹橋駅	3b出口より 徒歩約6分
	千代田線大手町駅	C2b出口より 徒歩約8分
	JR中央・総武線御茶ノ水駅	聖橋口より 徒歩約9分
	JR神田駅	4番／北口より 徒歩約10分